

学位論文要旨

学位論文題目 中国における国家賠償制度に関する考察
—中国特有の問題を中心として—

申請者氏名 姜 宇軒

本論文は、日本法を意識しながら、中国国家賠償制度特有の問題を中心として、当該制度を法的に分析・考察・紹介しようとするものである。

日本においても中国においても政府の活動は法令に基づいて行われ、国民が違法な政府活動によって権利利益を侵害され、または損害を被った場合には、その違法な活動を是正し、または違法活動によって被った国民の損害を填補する救済が求められている。この救済制度を構成するものとして、日本の法制度には国家補償と行政争訟とがある。他方、中国においては、不服審査（行政復議）と行政訴訟は存在する一方、国家賠償によって構成される行政救済制度とこれを支える理論はない。したがって、日本のそれと中国のそれとは形式上同じようにみえて内容は大きく異なっている。

なお、日本で国家責任に関する法を論ずるとき、一般に抗告訴訟は行政処分の効力を取り消すことを目的とし、国家賠償請求訴訟は、行政処分の効力ではなく、実際の損害の金銭的補填を問題とする。したがって、二つの制度は基本的に異なるものとされるが、中国では損失補償に関する制度と損害賠償に関する制度が包括的な国家補償を構成する考え方もなければ、それに基づいた観念もなく、国家賠償法は行政訴訟の一環として位置づけられている。さらに中国では、国家行政機関その他法律法規が授権した組織およびその職員による公権力の違法な行使のほか、警察機関、検察機関および審判機関を含む国家刑事司法機関ならびにその職員が刑事司法活動中に犯した違法行為も国家賠償法の守備範囲内にある。したがって、国家賠償は中国固有の法体制の下で誕生した制度であり、中国ならではの特徴をもつといえる。

本論文は以下のように構成されている。

第一章では、まず国家賠償制度の概念に関して考察する。続いて、国家賠償制度の歴史的な変遷を整理し、①民国時代、②中華人民共和国の成立初期、③国家賠償法の制定・改正と三つの時期における国家賠償制度の発展プロセスを概観する。

第二章では、国家賠償制度に関する諸見解を紹介・分析する。第一節では、代位責任説と自己責任説と国家賠償責任の所在を明らかにする。第二節では、帰責原則について、結果帰責原則・過失帰責原則・違法帰責原則などをそれぞれ吟味・検討して、中国の現行法でとられている帰責原則は、改正前の1994年法単一の違法帰責原則から、違法帰責原則をメインとしながら過失帰責原則と結果帰責原則とをサブとする多元的な帰責原則に変遷したことを指摘する。

第三章では、国家賠償制度における中国特有の問題点に焦点を当てて、法的分析・考察を行う。すなわち、公有公共施設の設置・管理上の瑕疵に基づく損害の賠償（第一節）、国家賠償委員会（第二節）、精神的損害賠償（第三節）、国家求償権（第四節）などに、現行の根拠規範とその問題点を浮き彫りにして、理論分析と法的考察を行う。

第四章では、前章の成果を踏まえて問題解決の処方箋を探り、中国における国家賠償制度のさらなる整備に向けて提案を試み、「おわりに」で本論文のまとめと研究成果および今後の課題を述べる。

本論文の考察を通じて、現行の中国国家賠償法においてとられた帰責原則は、改正前の1994年法単一の違法帰責原則から、違法帰責原則をメインとしながら過失帰責原則と結果帰責原則をサブとする多元的な帰責原則に変遷してきたが、当該制度は以下4点にわたる課題や改善点を抱えていることを明らかにした。

現行国家賠償法は公有公共施設による損害を国家賠償の対象としていない。これは明らかに法律の不備であるが、公有公共施設による損害賠償を国家賠償法の対象に組み入れていくためには、無過失帰責原則という国家賠償責任原則体系を確立しなければならない。また、当分の間、少なくとも公有公共施設の設置・管理が同一主体によるものではない場合やその設置・管理主体が変更・分立したなど幾つかの特殊な場合において、賠償義務機関を明確にしておくことが必要である。

現行法上、国家賠償委員会は司法賠償事件について専門的に審理と判決を行う組織であり、人民法院に帰属する常設機関であるとされるが、中級、高級人民法院における国家賠償委員会の構成は地方や審級ごとにばらばらであって、統一されていない。今後、人民法院から独立した国家賠償委員会の設立、委員構成の多様化、審理手続きの訴訟化への改造などが有効かつ有益な方策であろうと思われる。

1994年の改正で国家賠償法は精神的損害を救済対象として正式に定めたものの、それは人身自由権の侵害を原因とするものに限られ、救済方法も「影響の除去、名誉の回復及び謝罪」に限定されたものであって、金銭賠償はこれを認めなかった。また、精神的損害の慰謝料（「精神損害撫慰金」）を取り入れた2010年の法改正を経ても、精神的損害賠償請求権は依然として3条、17条とリンクされたままで、独立した救済制度とはなっていない。これでは、人身権や財産権と対等であるはずの人格権を人身権などに依存する権利に矮小化して、法律における人格権の地位を低下させるのではないかと危惧されるのも故なしとしない。

現行国家賠償法は求償手続きに関する明文規定を置いていない。これらは実務的に、各賠償義務機関の内部規則に委ねられているが、不透明で不確実な内部規制だけでは、対内的に権利救済の手段をもたず、外部からの監督制約メカニズムも欠如していることともあいまって、公平さと公正さをいかにして確保するかが課題となろう。

上記四つの問題点から共通して見えたのは、中国の現行法に関連規定の不足や不備が最も多いという事実である。基本的人権の保障を強化することが現代法の精神であるこ

とを考えると、国家賠償法に対する改正作業や司法解釈の制定は不可避であろう。

そのためにも、中国と諸外国の法律、国家体制、文化、歴史風土などの相違を念頭に置きつつ、さらに詳細な比較研究を続けたいと考えている。

学位論文審査の概要と結果

報告番号	東アジア博 甲 第 141 号	氏 名	姜 宇軒
論文題目	中国における国家賠償制度に関する考察 ——中国特有の問題を中心として——		

(論文審査概要)

本論文は、日本法を意識しながら、中国国家賠償制度特有の問題を中心として、当該制度を法的に分析・考察・紹介しようとするものである。

日本においても中国においても政府の活動は法令に基づいて行われ、国民が違法な政府活動によって権利利益を侵害され、または損害を被った場合には、その違法な活動を是正し、または違法活動によって被った国民の損害を填補する救済が求められている。この救済制度を構成するものとして、日本の法制度には国家補償と行政争訟とがある。他方、中国においては、不服審査（行政復議）と行政訴訟は存在する一方、国家賠償によって構成される行政救済制度とこれを支える理論はない。したがって、日本のそれと中国のそれとは形式上同じようにみえて内容は大きく異なっている。なお、日本で国家責任に関する法を論ずるとき、一般に抗告訴訟は行政処分 of 効力を取り消すことを目的とし、国家賠償請求訴訟は、行政処分の効力ではなく、実際の損害の金銭的補填を問題とする。したがって、二つの制度は基本的に異なるものとされるが、中国では損失補償に関する制度と損害賠償に関する制度が包括的な国家補償を構成する考え方もなければ、それに基づいた観念もなく、国家賠償法は行政訴訟の一環として位置づけられている。さらに中国では、国家行政機関その他法律法規が授権した組織およびその職員による公権力の違法な行使のほか、警察機関、検察機関および審判機関を含む国家刑事司法機関ならびにその職員が刑事司法活動中に犯した違法行為も国家賠償法の守備範囲内にある。したがって、当該制度は同じ「国家賠償」の名称を持ちながら、中国固有の法体制の下で誕生した制度であり、中国ならではの特徴をもつといえる。

本論文は以下のように構成されている。

第一章では、まず国家賠償制度の概念に関して考察する。続いて、国家賠償制度の歴史的な変遷を整理し、①民国時代、②中華人民共和国の成立初期、③国家賠償法の制定・改正と三つの時期における国家賠償制度の発展プロセスを概観する。

第二章では、国家賠償制度に関する諸見解を紹介・分析する。第一節では、代位責任説と自己責任説両者の概要と利害得失を述べ、それらに対する国家賠償責任の所在を明らかにする。第二節では、帰責原則について、結果帰責原則・過失帰責原則・違法帰責原則などをそれぞれ吟味・検討して、中国の現行法でとられている帰責原則は、改正前の1994年法単一の違法帰責原則から、違法帰責原則をメインとしながら過失帰責原則と結果帰責原則とをサブとする多元的な帰責原則に変遷したことを指摘する。

第三章では、国家賠償制度における中国特有の問題点に焦点を当てて、法的分析・考察を行う。すなわち、①公有公共施設の設置・管理上の瑕疵に基づく損害の賠償（第一節）、②国家賠償委員会（第二節）、③精神的損害賠償（第三節）、④国家求償権（第四節）などに、現行の根拠規範とその問題点を浮き彫りにして、理論分析と法的考察を行う。

第四章では、前章の成果を踏まえて問題解決の処方箋を探り、中国における国家賠償制度のさらなる整備に向けて提案を試み、「おわりに」で本論文のまとめと研究成果および今後の課題を述べる。

本論文の考察を通じて、現行の中国国家賠償法においてとられた帰責原則は、改正前の1994年法単一の違法帰責原則から、違法帰責原則をメインとしながら過失帰責原則と結果帰責原則をサブとする多元的な帰責原則に変遷してきたが、当該制度は以下4点にわたる課題や改善点を抱え

ていることを明らかにした。

①現行国家賠償法は公有公共施設による損害を国家賠償の対象としていない。これは明らかに法律の不備であるが、公有公共施設による損害賠償を国家賠償法の対象に組み入れていくためには、無過失帰責原則という国家賠償責任原則体系を確立しなければならない。また、当分の間、少なくとも公有公共施設の設置・管理が同一主体によるものではない場合やその設置・管理主体が変更・分立したなど幾つかの特殊な場合において、賠償義務機関を明確にしておくことが必要である。

②現行法上、国家賠償委員会は司法賠償事件について専門的に審理と判決を行う組織であり、人民法院に帰属する常設機関であるとされるが、中級、高級人民法院における国家賠償委員会の構成は地方や審級ごとにばらばらであって、統一されていない。今後、人民法院から独立した国家賠償委員会の設立、委員構成の多様化、審理手続きの訴訟化への改造などが有効かつ有益な方策であろうと思われる。

③1994年の改正で国家賠償法は精神的損害を救済対象として正式に定めたものの、それは人身自由権の侵害を原因とするものに限られ、救済方法も「影響の除去、名誉の回復及び謝罪」に限定されたものであって、金銭賠償はこれを認めなかった。また、精神的損害の慰謝料（「精神損害撫慰金」）を取り入れた2010年の法改正を経ても、精神的損害賠償請求権は依然として3条、17条とリンクされたままで、独立した救済制度とはなっていない。これでは、人身権や財産権と対等であるはずの人格権を人身権などに依存する権利に矮小化して、法律における人格権の地位を低下させるのではないかと危惧されるのも故なしとしない。

④現行国家賠償法は求償手続きに関する明文規定を置いていない。これらは実務的に、各賠償義務機関の内部規則に委ねられているが、不透明で不確実な内部規制だけでは、対内的に権利救済の手段をもたず、外部からの監督制約メカニズムも欠如していることともあいまって、公平さと公正さをいかにして確保するかが課題となろう。

上記四つの問題点から共通して見えたのは、中国の現行法に関連規定の不足や不備が多いという事実である。基本的人権の保障を強化することが現代法の本質であることを考えると、国家賠償法に対する改正作業や司法解釈の制定は不可避であろう。

1. 創造性について

本論文は、日本法を意識しながら、中国特有の問題に焦点を当てて、中国国家賠償制度を分析・考察することにより、当該制度の現状を明らかにし、その課題や問題点を洗い出し、問題解決の処方箋を提示することに成功している。こういった努力により、いくつかの新たな知見をもたらしており、その新規性について自覚的に表現できていて、関連研究分野への貢献が明確である。以上のことから、創造性においては優れている。

2. 論理性について

本論文では、適正な論証手続きに基づき仮説を検証し、一貫性のある展開から結論が導かれている。まず、国家賠償制度の概念に関して考察し、当該制度の特徴を明らかにする。続いて、国家賠償制度に関する諸見解を紹介・分析し、中国の現行法でとられている帰責原則は、改正前の1994年法単一の違法帰責原則から、違法帰責原則をメインとしながら過失帰責原則と結果帰責原則とをサブとする多元的な帰責原則に変遷したことを指摘する。それから、国家賠償制度における中国特有の問題点に焦点を当てて、法的分析・考察を行い、最後に、現行法の改正や司法解釈の制定を提案する。このように論理性においても優れている。

3. 厳格性について

先行研究を大量の中日文獻より渉猟している。当該分野における理論研究の現状と最新進展は把握できている。よって、厳格性においては達成できている。

4. 発展性について

本論文は、周到な考察・検討に基づき、中国国家賠償制度の改革について積極的な方向性を示している。特に、公有公共施設の設置・管理上の瑕疵に基づく損害の賠償、国家賠償委員会、精神的損害賠償、国家求償権などについて明確で具体的な提言がなされており、今後大きく発展することが期待される。

審査委員会における審査委員の合議によって、本論文は、創造性、論理性、厳格性、発展性のいずれにおいても本研究科所定の基準に達成できていると判定し、審査結果を「合」とする。

論文審査結果

⊕・否

審査委員

(氏名) 石 龍 潭

(氏名) 立 山 弘 毅

(氏名) 朝 水 宗 彦

(氏名) _____

(氏名) _____